

人材紹介サービス申込書

別紙「採用支援サービスに関する確認事項」を了承し、以下の条件にて人材紹介サービスを申し込みます。
尚、本申込に基づく継続その他申し込み等については責任者、または担当者が行います。

記入日	年 月 日	※太枠内のみご記入ください
雇用先 会社名・病院名	印	
本社所在地	〒 ー	
	TEL ()	FAX ()
責任者	役職（所属） 氏名	印
	E-mail	
担当者	☐ 責任者と同様	
	役職（所属） 氏名	印
	E-mail	

●コンサルティングフィー

料率/固定	料金（1人採用ごとの料金）
料率	理論年収の35%
特記事項	

●契約期間

基本契約	記入日から1年間
	1年ごとに自動更新を行う

●支払い

支払方法	銀行振込
支払規定	☒ 毎月末締翌月末支払い ☐ その他（毎月 日締 月 日払）

1. 本企画の対象として紹介を受けた応募者を採用し入社に至った場合、人材紹介の対価として左記のコンサルティングフィーに消費税を加算した金額を支払い、支払いにかかる費用を負担します。
2. コンサルティングフィーを料率で算出する場合は以下の理論年収に基づいて算出します。ただし、年俸制を採用する場合は年俸額を、1年未満の有期雇用契約の場合は契約期間を1年間とみなして換算した額を、理論年収とします。

理論年収＝月額固定給（＊）×12カ月＋
賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数

＊月額固定給＝基本給＋家族手当＋住宅手当＋役職手当＋その他諸手当

通勤交通費、時間外・休日・深夜労働手当等の割増賃金は月額固定給に含まれません。ただし、割増賃金を一律に支給する場合、一律に支給する金額は月額固定給に含まれます。
3. 応募者が入社後、明らかに応募者の責による解雇または自己都合により退職した場合、支払ったコンサルティングフィーの内、以下の金額の返還を求めます。ただし、返還請求は応募者が退職した日の翌月末日までに行うものとし、翌々月1日以降は理由の如何を問わず、コンサルティングフィーの返還を一切請求しません。

6カ月以内・・・コンサルティングフィーの100％

採用支援サービスに関する確認事項

第 1 条（業務）

申込者は株式会社メディカルプラザ（以下「メディカルプラザ」といいます。）に、メディカルプラザの人材採用に関するコンサルティング業務を委託し、メディカルプラザはこれを受託する。メディカルプラザは申込者の人材採用計画を的確に把握した上で、メディカルプラザならびにメディカルプラザと業務提携する有料職業紹介事業者が探索した人材を選抜・紹介し、採用にいたらしめるまでの活動を支援する。

第 2 条（支払）

申込者はコンサルティングフィーを、被採用者の入社月の翌月末日までに、メディカルプラザの指定する銀行口座に振り込むことにより支払う。なお、振込手数料は申込者の負担とする。

第 3 条（オーナーシップ）

メディカルプラザが選考・選抜した人材を、申込者がメディカルプラザの合意なく直接接し採用を決定して入社せしめた場合も、本契約に該当するものとする。

第 4 条（資料の揭示）

申込者は、メディカルプラザがコンサルティング業務を行うために、その募集している人材のスペック、採用後の業務の内容、給与の予定等、メディカルプラザが要求する必要な情報を提供するものとする。

第 5 条（機密保持）

メディカルプラザは、申込者より人材採用コンサルティングの依頼があった事実のほか、第 4 条に基づき受領した情報を、機密として保持し、申込者の事前の同意なく第三者（メディカルプラザが候補者として申込者に紹介する者を除く）に開示してはならない。但し、以下の情報は、かかる機密保持義務の対象外とする。

1. 申込者から開示を受ける前に既にメディカルプラザで保有し、またはメディカルプラザが第三者から秘密保持の義務を負うことなく入手していた情報
2. 申込者から開示を受ける前に既に公知または公用となっていた情報
3. 申込者から開示を受けた後にメディカルプラザの責によらず公知となった情報
4. 申込者から開示を受けた後に、正当な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を負うことなくメディカルプラザが入手した情報
5. 裁判所や行政機関からの命令によりメディカルプラザが開示を求められた情報

第 6 条（個人情報）

申込者は、メディカルプラザから知り得た、申込者が紹介した候補者に関する一切の個人情報について、厳重に管理するものとし、当該情報を第三者に開示または漏洩してはならず、また、申込者の採用目的以外に使用してはならない。また、申込者は、採用しないと決めた候補者の個人情報を、複製物を含め、直ちにメディカルプラザに返還又はメディカルプラザの求めに応じ廃棄しなければならない。

第 7 条（反社会的勢力の排除）

1. 申込者及びメディカルプラザは、自らが暴力団その他の反社会的勢力ではなく、また、これら反社会的勢力と一切関係をもたないことを確約する。
2. 申込者及びメディカルプラザは、次の各号のいずれかに該当するときは、その名称を問わず、当事者間で締結した如何なる契約をも解除することができる。
 - ① 相手方又は相手方の役員若しくは従業員が、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であることが判明したとき
 - ② 相手方の取引先又はその役員若しくは従業員が、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であることが判明し、善処を求めたのにも関わらず関係改善がされなかったとき
 - ③ 相手方が自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対し、詐欺、暴力的行為、脅迫的言辞又は業務妨害行為などの行為をしたとき
3. 本条に基づき契約解除があった場合、解除された側は解除した側に対し、解除した側が解除により被った損害を賠償しなければならないものとする。また、解除した側は、解除された側に損害が生じたとしても、これによる一切の損害賠償責任を負わず、また違約金・解約金等の支払い義務も負わないものとする。

第 8 条（契約の解除）

1. 申込者またはメディカルプラザは、相手方が次の各号の 1 つに該当したときは、催告なしに直ちに、本契約の全部または一部を解除することが出来る。
 - ① 本契約に違反し、相当の期間を定めて相手方に対して、その是正を求めたにもかかわらず、相手方がその違反を是正しないとき
 - ② 相手方の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき
 - ③ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき
 - ④ 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続があったとき
 - ⑤ 支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、または、手形または小切手が不渡りとなり、手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき
 - ⑥ 合併、解散、清算、事業の全部もしくはその他重要な事業の一部を第三者へ譲歩し、またはしようとしたとき
 - ⑦ その他前各号に類する事情が存するとき前項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。
2. 前項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第 9 条（協議）

本契約に規定のない事項や、この契約条項の解釈につき疑義が生じたときは、申込者とメディカルプラザの協議のうえ解決する。

第 10 条（裁判管轄）

第 9 条によって解決できなかった場合の第一審の専属的管轄裁判所は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所とする。